

## 役員報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 定款第21条の定めに従い、理事及び監事が理事会等へ役員職責を果たすため、出席した場合において、1回5,000円を報酬として支給する。尚、理事が当法人の運営する施設の職員である場合は、出席報酬は支給しない。

また、監事による監査を行う場合、その専門性を活かして監査を行う場合には、1回の監査につき、別表1の基準に則り、報酬を支給する。

### (費用弁償)

第3条 原則として、理事会等への出席に対する費用弁償は支給しない。

### (報酬の支払い)

第4条 第2条の報酬については、理事会の当日理事長が、源泉徴収分を控除した上、現金にて支払う。尚、支払いを受けた役員は、遅滞なく領収書を理事長に提出する。

### (改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

### 別表1

監事監査報酬	1回あたり支払い報酬
経理の専門性を活かした監査	50,000円
運営等その他の専門性を活かした監査	10,000円

### 附 則

この規程は、平成26年1月22日から施行する。

一部改正 平成27年1月14日

一部改正 平成29年6月22日

一部改正 平成30年9月15日